平成２１年（フ）第４６２号
埼玉県東松山市神明町１丁目７番４号　マイキャッスル東松山604、破産申立時の住所埼玉県東松山市本町２丁目10番40―703号
債務者　岡野　克彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４６３号
埼玉県東松山市神明町１丁目７番４号　マイキャッスル東松山604、破産申立時の住所埼玉県東松山市本町２丁目10番40―703号
債務者　岡野　**徳**子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８９号
埼玉県熊谷市大原４丁目12番39号
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７１６号
神奈川県厚木市水引２丁目１番10―404号
債務者　シマ　サイトウ　ホセ　アルベルト（ＳＨＩＭＡ　ＳＡＩＴＯ　ＪＯＳＥ　ＡＬＢＥＲＴＯ）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７５１号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1891番地
債務者　杉山　英子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６３号
神奈川県平塚市東中原２丁目10番31―101号ハウスアゼリア
債務者　飯尾　江美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１３号
新潟市中央区南笹口１丁目８番40号　レオパレスルキアス103号、前住所新潟市西区内野山手１丁目12番５号　ハイツ藤田205号
債務者　長田　利晶
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０６号
石川県河北郡津幡町字津幡ロ91番地
債務者　出村久美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
石川県加賀市野田町松ヶ丘２―30、住民票上の住所石川県白山市日向町ホ92番地16
債務者　木挽　康治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
石川県石川郡野々市町住吉町11番20号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町３丁目５番24号
債務者　中川　亮一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
愛知県犬山市大字五郎丸字清水坪14番地17
債務者　内田みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５３５号
愛知県一宮市千秋町浮野字海道１番地
債務者　田中　　光
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７８８号
京都市南区西九条蔵王町11番地　三好方
債務者　藤原　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３０号
京都市北区上賀茂豊田町45番地　かんざかハイツ105号
債務者　スナック香昌こと　長田貴美子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５２号
京都市北区西賀茂北川上町76番地　碓井マンション102
債務者　川久保　愛（旧姓波多野）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１０号
京都市山科区西野山射庭ノ上町24番地１　ロイヤルハイツ秀502号
債務者　大野チエミ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４１号
京都府八幡市男山石城１番地　B36―208
債務者　平井サエコ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで京都地方裁判所第５民事部破産係